国立大学法人大阪教育大学附属学校園における教育実習等の

セクシュアルハラスメント防止に関するルール

「国立大学法人大阪教育大学求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策に関する基本方針」に基づき、大阪教育大学附属学校園（以下「附属学校園」という。）が実施する教育実習その他これに類する実習（以下「教育実習等」という。）に関するルールを、学校教育活動としての特性を踏まえ、以下のとおり定めます。

１．適用対象

本ルールは、附属学校園において実施する教育実習等を行う学生・生徒等（以下「実習生」という。）と、当該実習の指導等に関与する本学教職員（以下「教職員」という。）の間の関係に適用します。

２．実習指導等の実施時間について

（１）基本的な考え方

・教育実習等は、附属学校園の学校教育活動の一環として実施するものであることから、実習指導は、原則として教育実習等を受け入れる附属学校園の日課表に定める時間帯（始業前の打合せ、朝の会、授業、放課後の部活動指導等を含む。）において行います。

（２）時間外の個別対応について

・実習生に対する呼び出し、面談その他の個別対応を、附属学校園の日課表に定めがない時間帯（早朝・夜間等）には行いません。緊急性が高く、真に必要な場合は、その理由を明確にし、複数の教職員による関与、保護者または大学（附属学校課）への事前連絡等、適切な配慮を行います。

３．実習指導等の実施場所について

・実習指導は、教室、職員室、体育館、運動場その他学校教育活動に通常必要な場所において行うこととします。

・教職員による個別の指導（日誌指導、教材研究の個別助言、進路相談等）は、教育実習等の目的上必要な範囲で行い、その際は、職員室や教室などで行う、ドアや窓を開けた状態で行う等、密室性の高い状況を回避する配慮を行います。

４．教育実習等で使用する連絡手段等について

（１）連絡手段

・教育実習等に関する日常的な連絡（事務連絡、日誌の指導等）は、メール、電話または教職員個人の SNS（LINE 等グループを作成できるものに限る）など、附属学校園が定める方法により行います。

（２）連絡の際の留意事項について

・上記連絡手段は教育実習等に関する連絡のみに使用します。必要な範囲を超えたやり取りや、私的な連絡は行いません。

・メールを使用する場合は CC の活用、SNS を使用する場合はグループ機能の活用により、教職員と実習生で 1 対 1 のやり取りとならないよう、管理職や学年主任、教科主任、複数の実習生等を含めた 3 人以上で連絡を行います。

・実習ノート返却等教育実習等にかかるすべての活動終了後、教職員は SNS のグループから脱退します。

５．禁止される行為について

本学の教職員は、以下の行為を行いません。

・性的な発言、質問、冗談、からかい
・私生活に立ち入る質問
・個人的な食事・交際の誘い、執拗な連絡
・不必要な身体的接触
・性別による役割分担意識に基づいた発言や、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する偏見・差別的な言動

６．相談窓口について

実習期間中に、本学教職員からセクシュアルハラスメントその他これに類する行為を受けた場合又はそのおそれがあると感じた場合は、下記の窓口にご相談ください。

【附属学校園における窓口】

・教育実習等を受け入れている附属学校園の管理職（校長・校舎主任・副校長）

【大学（本部）における窓口】

・教務課免許・実習係（本学学生の場合）：ssg@bur.osaka-kyoiku.ac.jp
・大学院室教職大学院係（学校実習の場合）：rengo@bur.osaka-kyoiku.ac.jp
・附属学校課：fuzoku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp
・総務部人事課福利厚生係：fukushi@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

※ ご相談内容のプライバシーは厳守されます。
※ また、相談したこと又は事実関係の確認に協力したことを理由として、実習の評価その他において不利益な取扱いを受けることはありません。